2015年10月1日

第85号

発行:日本臨床検査技師連盟 発行責任者: 宮島喜文 編集担当者: 椙山広美

日本臨床検査技師連盟ニュース

ュース◆◇

今号の主な内容

◇日臨技宮島喜文会長(連盟 代表) 自民党公認候補予定者 に決定!!

◇公職選挙に関する基礎知識

第24回参議院議員通常選挙

日臨技 宮島喜文会長(連盟代表) 自民党公認候補予定者に決定!!

臨床検査技師のさらなる職域拡大などのため、技師会の代表として出馬を決意し、 自民党比例区の候補として公認申請をしておりましたが、このたび9月24日公認を取る ことができました。

臨床検査技師代表として国政進出を目指す第1歩です。

絶大なる会員のみなさまの応援をお願いいたします。

平成27年度 第3回 連盟常任執行委員会報告

去る平成27年9月11日(金)に、連盟常任執行委員会が選対会議として開催されました。

協議事項

1. 連盟資金について

運天副本部長から提示された過去の選挙支出の内容を確認した。具体的な支出金額については明確に決定しな かったが、選挙には多くの費用が必要となる事を全員で認識した。資金獲得にはしっかりとした組織づくりが 必要で、各都道府県の組織名簿を早急に作成する必要があるとした。

2. 組織強化セミナー開催後の連盟からの報告・お願い内容案について

全委員で選挙スケジュールを確認した。伊達忠一議員秘書の小川様から多数の助言をいただいた。具体的には 連盟選対名簿の作成と連盟入会促進を行う。手順としては都道府県技師会に協力要請を行いブロック長や支部 長に協力依頼をする。現在連盟のホームページから登録をしている会員へダイレクトメール等で案内をする (選挙に関する案内を直接送るのは問題があるのでこの方法は慎重に行わなくてはならない)。 支部学会の強 化活動をするためにブロック長は連盟広報用の備品を用いて選挙に関する広報活動も行う。組織強化セミナー 後の連盟からの報告・お願いについては委員会で承認された。

3. その他

1)選挙対策本部 決議事項

公認後は早急に自民党号外、リーフレットと名刺を作成する事を確認した。宮島喜文選挙用のFaceBookを開設 する。FaceBookには個人としての日々の出来事等を少なくとも週に1回は更新する。それを通じて人と人のリ ンクを拡大したい。参議院選挙の手引きを50冊購入して各都道府県支部に配布する。

2)日本臨床検査技師連盟 決議事項

自民党入党1000名以上獲得するために日臨技連盟支部に対してリーフレットを早急に作成・配布して連盟加入 と同時勧誘をしたい。(会費は本人:4,000円、家族:2,000円)

早急に連盟執行委員会を開催し委員への説明が必要であるとし、10月3日(土)の午後1時から同3時まで日 臨技会館で開催することとした。

公職選挙に関する基礎知識

臨床検査技師が活動していく上で、注意するべき事項、特に公務員の皆さんへの情報提供です。技 師の中には、公務員は何もできないと思いこんでいる方もいます。法律をよく理解し、できること から始めていただき組織強化にご協力をお願いします。

【政治活動・選挙活動の定義】

「政治活動」政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的とする。

「選挙活動」特定の公職の選挙に就き、特定の立候補または立候補予定者に当選を得させるため投票を得 若しくは得させる目的をもって、直接または間接に必要かつ有利な周旋、勧誘その他諸般の行為をする ことをいう。

【公務員の適用法規】

国家公務員法102条(人事院14の7)及び地方公務員法36条

○国家公務員法102条より

政党又は政治的目的のために、寄付その他利益を求め若しくは受領し、これらの行為に関与し、人事院 規則の定める政治的行為をしてはならない。

政党その他の政治的団体の役員、顧問これらと同様な役割を持つ構成員となることはできない。

○地方公務員法36条より

政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となってはならず、構成員とな るように若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

【公務員への規制について】

一般人は、公職選挙法において政治活動・選挙活動が制限されてしますが、公務員の場合、さらに、公 務員関係法においても規制がされています。このような状況下で、公務員は何もできないのではなく、 下記の基準があります。

勤務時間外に 国ないし職場の施設を利用せずに 公務員であることを明らかにせずに 管理職的地位にない国家公務員が行なった政治活動は、国公法が禁止する政治活動にあたらない。

1. 投票依頼、政党・政治団体への入会勧誘

投票依頼及び入会勧誘に関して禁止をされているのは、投票「勧誘運動」及び政治団体等への加入の 「勧誘運動」であり、「投票勧誘あるいは入会勧誘をすることのそのものではない」とされている。

→投票を依頼したり、入会を勧誘したりする場合であっても、それが①組織的②計画的③継続的④相当 規模を充たさない限り「勧誘運動」にあたらず問題とならない。

例えば、親戚・友人・知人や周囲の人たちに対して、出会った機会を利用して投票を依頼することや、 何かの用事で訪問した時に入会勧誘をしたりすることは全く自由に行える。電話で勧誘することも自由 である。

2. 選挙はがき・選挙運動用のポスター

選挙はがきに氏名を添え書きすることは、その枚数がごく少数で親しい人たちの出す程度であればでき るが、多数になると「投票勧誘運動」に当たることがある。

国家公務員は選挙運動用ポスターの掲示板への掲示または貼付については、避けたほうがよい。